

## 令和6年度神奈川地域森林計画の変更の概要

令和4年12月に策定した神奈川地域森林計画（計画期間：令和5年4月1日から令和15年3月31日まで）について、森林法第5条第5項に基づき、次のとおり変更を行う。

### （1） 森林面積の変更

- 山北町における公有林野等官行返地が生じたため、地域森林計画対象民有林面積を変更する。

新旧対照表 P 2～4、資源構成表      変更案 P 5～6、P 26、資源構成表

【地域森林計画対象民有林（変更前）79,022ha→（変更後）79,096ha】

（※ 森林計画図を変更するのは、原則5年に1度の地域森林計画樹立年度のみであるが、今回は臨時の措置として変更を行う。）

### （2） 改良又は舗装すべき林道の種類別・箇所別数量の変更

- 南足柄市の路網整備計画の変更（橋梁塗装を実施する路線を追加）により、「改良または舗装すべき林道」に南足柄市営林道を一部追加した。
- 一部誤記があったため修正。

新旧対照表 P 5      変更案 P 53～54

（※ 国の補助を受けて林道改良事業を行うためには当該林道が地域森林計画に「改良又は舗装すべき林道の種類別・箇所別数量」として位置づけられている必要がある。）